

○秦野市議会議員政治倫理規程

平成23年7月1日

議会告示第1号

(目的)

**第1条** この規程は、秦野市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。

(政治倫理基準)

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(調査請求の手続)

**第4条** 市民又は議員は、議員が前条の政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、市民にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署、議員にあつては2人以上の者の連署をもって、議長に調査の請求をすることができる。この場合において、調査の請求は、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(政治倫理審査会)

**第5条** 議長は、前条に規定する調査の請求を受けたときは、速やかに秦野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その調査及び審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員は、9人以内とし、その調査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員のうちから議長が指名する。
- 3 審査会には、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数の

ときは、委員長が決する。

9 委員の任期は、その調査及び審査の結果を議長に報告する日までとする。

ただし、議員の職を失ったときは、その日までとする。

10 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 議長から付託された調査の適否を審査する。
- (2) 調査請求が適切であると認めるときは、調査対象の行為が政治倫理基準に反するものであるかについて調査し、及び審査する。
- (3) 調査し、及び審査するうえで必要があると認めるときは、対象議員及びその関係者に対し資料請求、事情聴取その他の必要な情報収集への協力を求めることができる。
- (4) 審査に当たっては、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (5) 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により公開しないこととすることができる。
- (6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (7) 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- (8) 審査会の運営に関し必要なその他の事項は、委員長がその都度審査会に諮って定める。

11 審査会は、調査及び審査の付託を受けた日の翌日から起算して90日以内にその結果を議長に対して文書で報告しなければならない。

(対象議員に対する措置等)

**第6条** 議長は、前条第11項の報告を受け、対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復させるため、その議員に対して次に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 戒告処分
- (2) 登庁禁止処分
- (3) 辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前条第11項の報告及び前項の規定により行った措置等の内容を、第4条の規定により調査請求をした者に通知するとともに、公表しなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年6月10日議会告示第2号）

この告示は、平成27年9月11日から施行する。